

令和2年3月3日

愛南町議会  
議長 内倉 長藏 殿

議会運営委員会  
委員長 吉村 直城

### 所管事務調査報告書

議会運営委員会の所管事務の調査を実施したので、愛南町議会会議規則第7条の規定により、その結果を下記のとおり報告いたします。

#### 記

##### 《第1回》

- 1 日 時  
令和2年2月5日（水）～6日（木）
- 2 視 察 地  
長崎県長与町、福岡県川崎町
- 3 参加者  
（委員）吉村直城、宮下一郎、鷹野正志、佐々木史仁、中野光博、  
土居尚行、内倉長藏（オブザーバー）  
（随行）議会事務局長補佐 大間知伸一
- 4 調査事項  
議会運営方法等調査・研究について
- 5 視察内容

当委員会では、議会運営委員会の活動内容をはじめ、既に多くの議会が制定している議会基本条例、政治倫理条例並びに議会と行政の立ち位置、住民と議会の向き合い方等今後の議会活性化に活かすことを目的に、先進地の長崎県長与町、福岡県川崎町の取り組み、運営状況を視察研修した。



長与町では、議会基本条例を柱に、議会内の決め事等全て要綱に謳い込み、完璧なまでの内部規律が作成されている。

二元代表制の一翼を担い議決権を持つ議会の役割、執行機関、町長の役割が明確に詠われ、町民に対して「町民と共に」を基軸に、開かれた温もりのある議会として、今日にあると自負されている。

また、川崎町では時代に合した議会改革の一つとして、通年議会を導入し、主体性を持った議会運営、監視機能の強化等活発な議会活動に繋げている。

研修した両町共に、町民の代表の議会として、全て住民目線、住民に開かれた議会、信頼される議会活動を展開するための指針とも言える「議会基本条例」を制定し、積極的な情報公開と発信、政策決定への民意の反映、議員間の自由な討論の展開、町長及び執行機関との立ち位置の違いの自覚等議決機関として緊張感の保持を持ちながら、議会の最高規範を基に活発な議会運営を行っている。

## 《第2回》

### 1 日 時

令和2年2月17日（月）午後3時55分から

### 2 開催場所

議員協議会室

### 3 出席委員

吉村直城、宮下一郎、鷹野正志、佐々木史仁、中野光博、土居尚行、内倉長藏（オブザーバー）

### 4 欠席委員

なし

### 5 調査事項

議会運営方法等調査・研究について

### 6 調査結果報告（まとめ）

視察先進地の両町、前もっての質問事項等に併せての研修。いきなり本町議会の「議会基本条例」の制定を問われ、作っていないと答えることに時代遅れを痛感。

「議会基本条例」を検討するうえで何より大切なことは、制定する事が目的ではなく議会活動、運営の活性化と議決機関としての役割を各議員が認識し、今期を目途に「議会基本条例」を制定する事の必要性が全会一致の意見である。

議会と行政の関係については、両者共に町内外に対し、役割を明確に示しながらも「全て公開」を原則に積極的な情報公開を展開。行政側からは議会に対し詳細丁寧な説明をしてくれるので、一般質問、質疑応答に齟齬はない。とのことであり、議会に対し非常に気を使っていることを感じ取ったものである。

町政上の論点及び争点を明確にするため、議論を深めるために導入した一問一答方式は回数制限で止めることなく、時間制限の中徹底した議論のうち、関連質問等は、議長判断、配慮で活発な議会運営に繋がっているとのことである。

更に質問の正確性や著作権等考慮し出典元等明記することは、本町においても今後参考とすべきである。

反問権については、質問者、答弁者の意思の疎通を図るためのものであり、「反論権」ではなく、議会と執行機関の健全な関係を構築するためにも必要なことであると考えます。

各種委員会、全員協議会等全ての会議は原則公開とし、「傍聴者も可能な限り多くの者が傍聴できるよう努めなければならない。」と傍聴規則に謳い込んでいる姿勢に、町民目線に立った、真の開かれた議会と感じ入った次第である。

議会報告、座談会等については、出席者が少数は何処も同じ状況であるが、積極的な情報公開、議会だよりで全てを賄っているとのことである。

川崎町では、議会活動の活性化と充実を図るため議会の会期を一年とする「通年議会」を導入し、議長の権限で会議の再開ができ、議会が緊急時に即応できる体制保つことができる。を特色に必要な時いつでも議会活動が行える状態としている。これにより休会中においても、委員会等の活動や議員活動が自由に行える他、以下のようなメリットがある。

1. 長の専決処分がなくなる（法的なもの等除く）。
2. 議員提案の議案がいつでも提出・受理できる。
3. 委員会の閉会中の継続審査の手続きが不要。
4. 非公式な会議がなくなる。
5. 議会が主導的、機動的に活動できる。

但し、「通年議会」の採用は、議長に招集権がないことから、行政側と意見を煮詰め今後十分な議論が必要と考える。

議会改革の先進地とあって、庁舎玄関に観光ホテル並みの歓迎看板に迎えられ、町長不在で副町長がわざわざ歓迎の挨拶。「議会に配慮してくれる」と言われる先方議会に執行機関との意思の疎通を感じ、これぞ「住民に開かれ、住民とともに歩く議会」の姿、内向きではない、度量の大きな両町であった。

本町においても、「災害時・緊急時の対応等」も併せて「議員の権限と義務」を各議員がより以上認識し、時代に即応した議会改革が必要である。

以上、議会運営委員会の意見を集約した調査結果報告とする。